

第 13 回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会

日 時：平成25 年 6 月 7 日（金）13:00～14:30

場 所：議事堂 3 階 301 委員会室

出席者：三重県飲酒運転防止に関する条例検討会委員 9 人

資 料：第13回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会 事項書

資料 1 中間案

資料 2 概略（案）

資料 3 正副座長たたき台案

資料 4 パブリックコメント意見集約表（案）

資料 5 受診義務者の範囲について

資料 6 中間案と字句修正の比較表

委員：ただ今から、第 13 回三重県飲酒運転防止に関する条例検討会を開催をいたします。

本日は、5 月 1 日から 31 日の間に実施してまいりましたパブリックコメントによる意見の検討を中心に行いたいと思いますので、皆様のご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。その前に、まず、報告事項がございます。最初に資料 2 の概略案をご覧をいただきたいと思います。この資料 2 の概略案でございますが、これは条例の中間案を理解しやすくするためのポンチ絵として作ったものでございますが、この下段の箇所について医療機関を当初は記載をしておりませんでした。当条例案において医療機関の役割は重要であるとの認識から、教育、医療機関の役割ということで、以前は「教育機関の役割」のみでしたが、「教育、医療機関の役割」ということで追加をさせていただきましたので、お伝えをさせていただきます。次に、先日 5 月 11 日に断酒会等の共同主催によりまして「アルコール健康障害対策基本法制定を願う集い」が名古屋市において開催をされました。当検討会の委員であります委員が、「飲酒運転をなくすための取組と基本法」という題で、この集いにおいて講演をされております。その際、三重県議会では飲酒運転をゼロにすることを目指し当検討会において、条例の作成に取り組んでいる旨や、現在、パブリックコメント中であることについて触れていただいております。委員からはこれまでの検討会の中においても、度々アルコール依存症については、本人だけでなく家族や周囲の協力も必要であり、そのようなことも踏まえて条例を検討していく、さらには意識していくことが大切であるという旨

の発言をいただいております。そのようなことも踏まえ、当条例案のアルコール依存症に関する受診義務の規定については、家族等の役割に関する項目も設けているところでございます。委員におかれましては、この検討会の取組について、この集いで発表していただきましたことに感謝を申し上げたいと思いますのと、せっかくの機会でございますので、その集いにおきましての内容等をここで少し発表等をいただければと思いますが、委員よろしく願いをいたします。

委員：では、座長のほうから触れていただきましたので、私のほうから概略ということでご報告だけさせていただきたいと思います。アルコール基本法というものの制定を目指して、現在、国会の中で超党派で議員連盟を結成をいただいて、取組がされている状況にあります。当日も党派を超える国会議員の先生方からのメッセージでありますとか、来賓として民主党からは中川代議士がお越しでしたが、自民党からもたくさんのメッセージをいただきましたし、非常に国を挙げてアルコールに対して対策を講じて、決してアルコールを飲まないようにしようという意味ではなくて、アルコールによる害を減らしていこうという意気込みが感じられたところです。このアルコール基本法制定を願う集いということということで、全国的にも初めてということ、当日はNHKも取材に来ておられましたし、全国的にも注目を浴びている会というように私も感じました。当日、私以外にも医療機関の方、それから断酒会の方、そして、アルコール依存症の当事者というかご家族の方からの制定を願うメッセージも発せられまして、私自身としましては、以前から依存症について非常に苦しんでおられる当事者の方、又は、そのご家族の方を苦しみの淵から救い出したいという思いが強かったですので、本県条例検討における検討委員各位のご発言なども紹介させていただきながら、決して厳罰化をして閉め出していこうというだけではなく、温かみのある条例を作りながら皆で取り組んでいきたい、そんな思いで報告をさせていただいたところでございます。僭越ではございましたが、以前から断酒会、それから医療機関の先生方とのおつき合いがございましたものですから、出席をさせていただきました。

委員：ありがとうございました。委員におきましては、この集いで私どもの条例の検討の内容をお伝えいただきましたことに大変感謝を申し上げたいと思います。それでは、本日の流れについてですが、この後、パブリックコメントについて事務局からその内容も含め報告をいただきます。そして、その後、事務局からの申出ということで、更なる精査をした部分についての説明をいただきます。その後、執行部からの文言修正の依頼が来ておりますので、その件について皆様とご協議をさせていただきたいと

思います。最後に、全体の字句修正を事務局からお伝えをいただき、最終案の確定を本日、できましたらさせていただきたいと思いますので、このような流れで今日の検討会を進めさせていただきますので、委員の皆様のご協力をよろしく願いをいたします。それでは、パブリックコメントによる意見の検討に移りたいと思います。資料4をご覧ください。5月1日から31日の間、パブリックコメントを実施したところ、8名の方から意見が寄せられました。当検討会の考え方についての案を正副座長で考えさせていただいておりますので、事務局より説明をさせます。

事務局：〔資料4〕について説明

委員：ありがとうございました。先ほどパブリックコメントの内容につきまして、主だったところのご説明をいただきましたが、このパブリックコメントの中身について皆様からご意見等ございましたら、よろしく願いをいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。意見をいただいた中に、既に我々として議論をさせていただいた内容、その再掲もあったかと思えます。例えば、診断の結果はどこまで伝えるのかということで、診断を受けたのみでいいのではないかというご提案をいただいております。まさしくそこは議論をしたところでありまして、その診断の内容までの報告は求めないでありますとか、さらには、条例中には規定をされておりませんが、今後の規則ないしは運用の部分において、この内容を当然反映させたほうがいだろうというところのご提案も相当数いただいております。これは条文そのものに反映させるものではなく、今後の細則ないしは基本計画や運用の中、反映していくもので、例えばスクリーニングの必要性を意見としていただいているところもございます。そういったところで簡易検査をしてはどうかと、スクリーニングをしてこの受診義務がスムーズに進んだほうがいいのではないかと、このような意見に関しても、規則、運用等で決めていく内容として執行部のほうに伝えていきたいといった部分で整理をさせていただいておりますので、ご理解をいただければと思いますが、その他、ここの部分でどうだろうかということを含めていかがでしょうか。

委員：「飲酒運転^{ゼロ}をめざす日」のところのご意見をいただいております。第12条です。ここに書かれているように、このことについても議論はされてきましたが、今、このご意見をいただいて改めて考えてみると、「飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日」というご提案をいただいている、よく考えてみると、こっちのほうがいいかという思いがありますので、いかがでしょうか。

委員：ありがとうございます。この第12条の「飲酒運転^{ゼロ}をめざす日」という文言の部

分で、パブリックコメントでもこの内容であれば、この日だけ^{ゼロ}を目指せばいいのではないかというご意見をいただきました。まさしくこの検討会でも同じような意見をいただく中で、けれども、ひとまずはこの「^{ゼロ}をめざす日」というようにしたわけですが、正副座長としても、誤解があるようであれば、再度検討したいというところで、今、委員からご指摘をいただいたとおり、含みを持たせたところであります。もし、皆様でご議論いただけるのであれば、ここを「推進運動の日」という修正も含めてご議論をいただいてもいいのかなとは思っております。

委員：意見集約ありがとうございました。全体的な感想ですが、第9条の受診義務に関する質問も多かったと思いますが、今後、条例を制定するに当たりまして、今後の課題といたしますか、懸念しているところですが。中身のもうちょっと周知を県民の皆様にしかりとピーアールをしてかなくてはいけないのかと思いました。例えば、さっき座長が言われたが、検査結果の中身の報告は要らないということになっているんですが、それも今後スタートするとき、中身まで提供しないといけないとかいろいろネガティブなふうにとられたら、これもつらいところがありますので、ぜひとも押さえるべき情報のところはしっかりと広報していただきますようお願いしたいと思います。

委員：ありがとうございます。大事な点をご指摘いただいたと思います。まさしくこのパブリックコメントにおいても、まだ中間案ですので、どこまで周知ができていたかという問題がありますが、これが仮に成案となって運用となった場合、当然県民の皆さんにどこまでご理解をいただいたうえでという部分、大変大事になると思います。ここも執行部のほうに、特に第9条関係は施行を半年間遅らせるというのは、皆さんご決定いただいたところですので、この期間にそれぞれパンフレットと、また、様々な媒体を通して中身が正確に県民の方に分かるように、見えるようにしていただく、この作業を執行部のほうに申し入れていきたいと思っております。ほか、どうでしょうか。

委員：その周知のところに関連してですが、おそらく中間案について各種団体にご説明を県側からしていただいたときに、とりわけ第9条関係は専門家の方とおぼしき方からのご意見が非常に多いんですが、まだ中身がしっかり伝わりきってないという部分がありますので、お寄せいただいたご意見は、我々検討会としてはこうだというふうにご説明はできるんですが、我々でないところの方に説明をいただいたというところで少し、そこまでは言いませんが、やや不十分な点があったのではないかと。そのあたりからネガティブというか、違うご意見もいただいているふうにも感じるころがご

ざいますので、そのあたりは条例制定前に、もし可能であれば何らかの形で我々の真意をお伝えする機会を作れないかとは感じたところです。

委員：分かりました。この件については、条例制定前、制定後を含めて議会の側が時間を取るのか、ないしは執行部の側がその時間を取るのか含めて、しっかりと努めていきたいと思います。加えて、このパブリックコメント、非常に専門的知見をお持ちだなという方からもご意見をいただいている、非常にそういった意味においては、更に内容を深めることがこのパブリックコメントでできたかと思っておりますので、そこも含めてそういった機会を持っていきたいと思います。また、執行部にも伝えていきたいと思います。ほか、どうですか。そうしましたら、委員からご提案をいただきました、この12条の文言の関係、ここは正副座長としても以前にもそういう議論をいただいて、中間案としては「飲酒運転^{ゼロ}をめざす日」としたわけですが、正副座長といたしましてもこのパブリックコメントを検討する中で、誤解のあるようであれば、再度、検討したいと思いますということで、まさしく皆さんと少しご議論をさせていただいて最終案に反映させたいという想いを持っております。委員からは、このパブリックコメントにも提案があったとあり、「飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日」と変えてもいいのではないかという意見をいただいたところですが、他の委員の皆さんいかがでしょうか。当初、委員からも誤解を招くという意見をいただきました。

委員：同じ意見がたまたま出ておりますので、委員がおっしゃった方向で見直していただいているかと思えます。当初、長すぎるという話もありましたが、長すぎても誤解を与えるよりはいいということで、委員のご提案に私も賛同するところです。

委員：分かりました。ほか、どうでしょうか。では、その方向でよろしいですか。パブリックコメント、県民の皆さんからの意見も反映できるところはしていくということで、そういった点も大事かと思っておりますので、ここについては当初、中間案は「飲酒運転^{ゼロ}をめざす日」としておりましたが、この内容では、この日だけ^{ゼロ}をめざす日という誤解があるのではないかという県民からの意見も反映させ、「飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日」と変更をし、最終案に反映をさせたいと思います。

事務局：「推進運動の日」ということで文言を追加させていただくことでお話をいただきましたが、条文の見出しは「推進運動の日」ということでもよろしいでしょうか。

委員：見出しのところは、少し長くなりすぎるという事務局からの意見ですね。分かりました。これはテクニカルな部分もあると思うので、正副座長預かりにさせていただいてよろしいですか。それでは最終案の前に確定させたいと思います。ほか、パブリッ

クコメントについてのご意見よろしいでしょうか。

委員：簡単な確認だけ。2ページの下から2つ目の第9条の受診義務で、既にアルコール依存症と診断されている者が逃げてしまうのではないかという心配のご意見ですが、これは、「ただし、その限りではない」というのは、つまり改めて受診しなくてもいいけれども、その際の確認方法については別途定めるという話で、改めて受診しなくてもいいけど、ちゃんと確認をして他の受診してアルコール依存症と診断された方と同じようなルートに乗っていくんだという理解でいいんですね。

委員：これによって脱法ができるということではなくて、規則で定めていってそのルールに従っていくということの意味です。

委員：ありがとうございます。

委員：パブリックコメントに対する私としての感想ですが、良い意見をいただけたと非常にありがたく思っております。一方で、受診義務のところについてのご意見が非常に多かった中で、この条例そのものは、飲酒運転を防止しましょう、なくしましょうという条例ですけれども、アルコール依存症、問題ある飲酒をなくしましょうというところに力点を置かれたようなご意見が若干多かったかというところはあったわけでございます。この点については、冒頭にご報告いただいた委員もご参加いただいたアルコール関連問題の基本法というところでしっかりとやっていただくべきところということを改めて我々の中でも確認をしておきたいと思えます。あくまでこの条例は、飲酒運転をゼロにするということが主目的であって、その付随としてアルコール依存症ではないかということに気づいていただく、ないしは、その方に対して治療を促していただく。それには問題飲酒の方も若干含まれるという、この基本的なところだけ改めて確認をさせていただきたいと思えます。

委員：ありがとうございました。パブリックコメントというのは、広く意見をいただくというところで、県民の皆さんの思いがそのまま来ますので、やはりそういった我々は飲酒運転をゼロを目指すという方向の目的でこの条例を作っているわけですが、それに当然関連していく中で、思いを持って意見をいただいていると思っております。そこは我々検討委員としてしっかり分けるところは分けていきながら、しかし問題としてはつながっているという認識は持って、反映できるところはしていく部分であるという思いであります。特に第9条関係については、規則並びに運用において執行部にしっかりと伝えていく必要があるだろうという内容も、飲酒運転をゼロを目指していくという部分における運用としてありましたので、例えばスクリーニングの問題で

あるとか、そこもしっかりと伝えていきたいと思います。他はよろしいですか。そうしましたら、このパブリックコメントにつきましての意見集約については、以上とさせていただきます、皆様でご議論いただいたところに関しましては、このパブリックコメントの反映ということで最終案に反映をさせていただく、ないしは規則、細則、運用等において反映をすべき問題というところについては執行部にしっかりと伝えていく、このような方向で整理をさせていただきたいと思います。次に、事務局から申出がありましたので、事務局に発言をさせたいと思います。

事務局：資料1の中間案をご覧くださいと思います。第9条の受診義務者の範囲についてでございます。中間案では、第9条第1項で、「飲酒運転違反者は、アルコール依存症に関する診断を受けなければならない」と規定し、また、第2条第5号、定義のところですが、ここで飲酒運転違反者とは、「県内において道路交通違反をした者」と規定しております。今現在の案では、県民に限らず、県外の人であっても県内で道路交通違反をすれば受診義務の対象となっております。この点につきまして、執行部より意見がございまして、内容につきましては、飲酒運転違反者の情報提供についてということで、交通切符の情報は捜査書類であることから、刑事訴訟法上、法的に公にできないため情報提供ができず、情報提供ができるのは行政処分に係る情報となるということでございました。そして、行政処分に係る情報として把握できるのは、この三重県民の情報で県外の人については把握できないということでございました。もっとも県民であれば、他県で飲酒運転をした場合であっても、行政処分を行うために時間的な間隔はありますが、把握できるということでございました。要するに県外の人が県内で飲酒運転違反をした場合には、法的にその情報を公安委員会から知事に提供できないということになり、受診義務者の範囲を県民に限る必要が出てきました。そこで、受診義務者の範囲を県民に限る案を作成しましたので、資料5をご覧くださいと思います。資料5のうち、第1項の箇所でございます。第5項と第7項につきましては、後ほど説明させていただきますが、飲酒運転違反者について、第2条の定義の箇所で規定していたのを、第9条第1項で「県内（外）において道路交通法の違反行為をした県民（以下、この条例において飲酒運転違反者という。）」と規定しました。ここで県内あるいは県内外としたのは、県民が県外で飲酒運転違反をした場合であっても、その情報は把握できるということでしたので、県民が県外で飲酒運転違反をした場合を対象にするかについては、ご議論をしていただきたいと思います。以上が、受診義務者の範囲について説明をさせていただきました。

委員：ありがとうございました。皆さんご理解をいただきましたでしょうか。つまり、受診義務者の範囲としては、県外の方は法的に情報を把握することができないので県民に限るしかなく、県民に限ったうえで、なお、県内で飲酒運転違反をした県民だけではなく、県外でも飲酒運転をした県民も対象とするかどうかということです。情報としては時間はかかるけれども、その情報は把握をできるということでございました。そういった意味においては、県内で飲酒運転をした県民、ないしは県外で飲酒運転違反をした県民も対象とするかどうか、ここの部分について皆さんにご議論をいただきたいと思っております。県民に限る必要があるということに関しては、説明により理解ができましたので、これを、県民で、かつ県内で飲酒運転をした県民、あるいは、時間がかかるけれども情報を把握できるということから、県外で飲酒運転をした県民も対象としてはどうかという部分でのご説明でした。この部分について皆さんからご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：1点教えていただきたいんですが、県外で飲酒運転した県民は、時間がかかるが分かるという点について、もう少し具体的にどんなイメージなのでしょう。

事務局：最後に行政処分として三重県公安委員会に他県から通知が来ますので、その通知が来るのが時間がかかるということを聞いております。6箇月ぐらいかかるという話を聞いています。交通事故が絡めばもう少し時間がかかるとも執行部から聞いております。

委員：ほか、どうでしょうか。

委員：6箇月かかるということだと、さっき例えば2箇月以内ぐらいに受診してくださいという話との整合性を、目安ですけど、この検討会で審議した話との整合性がどうなるかということと、あと、籍だけ三重県においておられる方が、遠くのところに住んでおられて、知事の指定した医療機関へ戻って来て受けなければならないという場合もあるかと思うので、その辺の整合性がきちんと取れば、県外まで入れてもいいかなと思うんですが、現段階においては、県内の県民に限ったほうがいいかなと、今、ご説明聞いて思いました。

委員：分かりました。その部分、情報が来るのは6箇月ぐらいかかりますが、あくまでもその情報が来て、物事がはっきりした段階で警察本部から執行部に情報が来て、それに基づいて執行部が受診義務を出すという意味においては、そこから2箇月と、これはあくまでも我々の思いとしての2箇月ですが、なると思うので、そこは基本的には整理ができるかとは思いますが、住民票は県内である県外にいる者はどうするのかとい

うところの部分に少し問題が残るのでないかというご意見ですね。まず、その前に、この対象を県民に限るという部分については、これはどちらにしても整理ができるのではないかと思います。この点についてはよろしいですか。この条例の対象を県民に限るとい、ここはよろしいですね。そのうえで県民の方が、現在の状況においては、県内で飲酒運転をした場合、要するに違反者となった場合、この第9条の対象になるわけですが、時間はかかるけども県民の方で県外で違反をした人も、情報としては取ることができると。そして、それを警察本部から情報を執行部側がいただいて受診義務の通知をすることは可能というご説明をいただいたかと思ひます。その部分について、今も委員からお話のあった少し細かいところの精査は必要なのかもしれませんが、大きな考え方としてどうかというところ、皆さんにご意見をいただきたいと思ひておりますが、引き続き、皆さんのお考え等いかがでしょうか。

委員：もしデータがあれば教えてほしいのですが、これまで検挙者数が年間約600人と言ってきたのですが、その600人の中には当然県外の方も入っていると思ひます。その県内外別の人数が分からないか。それと、逆に三重県民で県外で検挙された人数も、もしデータがあれば教えてほしいのですが。

事務局：執行部からいただいているデータでございますが、全体で618件でございます。うち、県外の違反者は81件。それと、県外で犯した三重県民の違反者は25件と聞いております。

委員：今の県外の方が81件で、三重県民で県外で検挙された方が25件というのは、この618件の両方とも内数ということですか。

事務局：25件は外数です。

委員：どうですか、少し私から話をさせてもらってもよろしいでしょうか。執行部のほうからもご意見をいただいた中で皆さんにご議論をいただく必要が出てきたわけですが、県民であって県外で飲酒運転をした人も入れるかどうかというところで、ここを県外で飲酒運転の違反者になつたとしても、県民であることは間違いないわけでありまして、どこで違反をしたかという差で受診義務を負う負わないというのは、少し平等性を欠くのかと思ひたりもいたします。たまたま県外で飲酒運転の違反をした人が、その後、県内で再度、飲酒運転をする可能性はなくもありません。これを県内での違反者に限ると、この方は2回目で最初になるというところで、ここにおいても整合性が取れない、要するに平等性が取れないのではないかと、このところで、県外で飲酒運転をした県民も対象にしたほうが、私は、全体的な平等性というか整合性が取りやす

いのではないかと思います。県民で県外で違反をした人は入らないということの説明のほうが、整合性、平等性の部分からいくと説明がしづらいつ感じているところがありますが、そういった意味においては、県民であり、かつ県内外で飲酒運転をした県民としたほうが、情報も約6箇月遅れてくるということではありましたが、県警察本部としては情報が取れるということでしたので、そのほうがこの条例の目的に合ってくるのではないかと理解をしておるところです。できましたら、そういう整理をさせていただいたうえで、委員がおっしゃった部分がどうなるのかということころは、少し整理をする必要があるかとは思いますが、例として果たしてどれだけあるのかということも含めて、どうそれを取り扱っていくのかということころも含めて、ここは議論をさせていただく必要があるかと個人的には感じていますが。

委員：例えば、知事が指定したという言い方ですが、実際の運用において遠くに住んでおられるその県の医療機関でも受診してよいという何か運用をするとか、何か特段のご配慮が必要かという気はします。それと、今座長のおっしゃったお話もよく分かるのですが、一方でこれまでお話を聞いてきた中では、属地主義というか、属地性という話を大分してきてきましたので、その整理はどうなるのかと。県内というお話で、その県内でした県外の人を今のお話ですと、観光でたくさんみえるのか、県外の方が県内で違反しているという話は結構多いみたいですが、その属地生の話からしても、県境で起きたときに、今、座長のおっしゃったような公平性から問題はあるとは思いますが、それはどこかで線を引くという中でどうなのかなという気は多少いたします。

委員：確かに属地主義という考え方からいくと、その範囲内ということになるんですが、しかし、飲酒運転違反をした事実、これが情報として取れなかったら、その立場に立たざるを得ないと。しかし、情報として取れて、再発の防止という観点からいくと、その情報が取れていたにもかかわらず、その方に対して受診義務を課さないというのは、再度、その可能性が出てくるという部分を考えると、ここは対象としていきたいという思いを持っています。そういう整理をさせていただきたいと思しますので、属地主義の部分から、これは十分議論をしてきたところですが、県外者で県内、これもその考え方からいくと入るわけですが、しかし、結果的に情報が取れないと、今それは事務局が説明をしたところですが、取れないにもかかわらず、その可能性というか範囲としては、この条例に残しておくというのは、条例の中身としてはどうかという意見も執行部からもあったので、できましたら、そういう整理を最終させていただいたほうが、疑義をより生じない方向に持っていけるかという範囲です。

委員：分かりました。ただ、もしこの条例がきちんと成立した後に、県外に対してまで条例の効力を及ぼすことに問題がないのであれば、座長の思いで結構かと思います。その整理だけよろしくお願いいたします。

委員：今お話いただいた県外まで効力を及ぼすうんぬんという部分で、それは範囲として県外という範囲にするのではなくて、要するに県外でした者も県民であれば、その情報がちゃんと県警本部に入ると、その段階において、この第9条の対象になるという部分の整理でいけると考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

委員：では、先ほどの話を含めて運用等で問題はないようによろしくお願いします。

委員：ありがとうございます。ほか、どうですか。よろしいですか。ありがとうございます。それでは、この整理につきましては、県外で飲酒運転をした県民も対象とするという整理を最終的にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。それでは、引き続き事務局から発言をさせたいと思います。

事務局：資料5を引き続きご覧いただきたいと思います。受診義務第9条のところの第5項と第7項でございます。この点につきまして執行部より意見を頂戴いたしました。内容につきましては、執行部が医療関係者に対して中間案を説明した際に、複数の医療機関から意見がございまして、条例の文言修正をお願いしたいということでした。医療機関からの意見といたしましては、第5項でございます。診断基準について国際基準が示されているので、改めて条例で規定する必要はないのではないか。医師が行う診断についての規準を条例で定めることには若干違和感を感じるという意見が1つ。第7項のところで、「助言・指導が行うことができるものとする」につきまして、このような表現では、平素は助言・指導ができず、条例によって初めて助言・指導ができるようになったという誤解を生じさせるおそれがあるという意見が2つございました。それを踏まえまして、執行部のほうから第5項の診断基準という文言を削除してもらえないか。また、第7項の「助言、指導を行うことができるものとする」を、「助言、指導を行うよう努めるものとする」に改めてもらえないかという意見がございました。これらの点につきましては、先日の当検討会における執行部からの意見聴取においても執行部から意見のあったところでございますが、医療関係者の意見を踏まえて改めて意見を出されたものでございます。それで、この資料5が、この執行部の意見を反映させていただいて、第5項と第7項を作成させていただいておりますのと、合わせて事務局のほうで字句修正等も反映させていただいておりますので、この点についてご検討をお願いいたします。

委員：ありがとうございました。先ほどの内容については、資料5、第9条の第5項並びに第7号の項目でございました。それで、第5項については、中間案では「知事は医療機関の指定、診断基準等第1項に規定する診断に関して必要な事項を定めるものとする」という内容でありましたが、執行部のほうから更に意見をいただき、この診断基準については、既に国際基準というものが示されており、この内容でいくと、新たに知事が診断基準を示すというふうにも読めるし、この医師が行う診断についての基準を条例で定めるというこの表記そのものについて、医療関係者と様々な意見交換をした中で、これは条文の文章上の問題ですが、違和感を感じるという内容の部分をお願いしたところでございます。それで、本検討会としても、この診断基準等というふうに明文化はしてあるわけですが、ここは当然国際基準の準用というような考え方で議論はしてまいりました。そういった意味においては、あえてここに診断基準という文字を入れるのではなく、指定等というところを含めるような形で内容等を整理をしたほうが、そういった誤解を生じさせる方向性がないのではないかとということで、そういった修正にしてはどうかという部分でございます。さらには、第7項ですが、原文においては「第1項に規定する診断を行った医療機関は、診断の結果、アルコール依存症と診断された者に対して、アルコール依存症の治療に関し、積極的に助言、指導を行うことができるものとする」というような表記になっておりました。この部分につきましても、医療関係者から、この文章をそのまま読むと、医療関係者は日ごろ、助言・指導等はできずに、こういった診断をもって初めて助言・指導ができるというふうに読める嫌いがあるというご意見を執行部の側にいただいたところでございます。当然医療機関は、この受診診断にかかわらず、そういった治療等は日ごろからしていただいているわけでありまして、それに加えて、この受診義務による受診をしていただいたうえで診断された者に対して、当然助言及び指導をしていただくものになるので、それを「努めるものとする」と表記を変更したほうが、より適切ではないかといった意見でございます。この変更によって、実務上の問題が大きく何か変わるということではありません。あくまでも表記の問題において、誤解を生じないようにするという部分での修正でございますので、ご理解を賜りたいと思いますが、各委員の皆さんからご意見等ありましたらいただきたいと思っております。どうでしょうか。この点、よろしいですか。ご理解をいただけますか。そうしましたら、その方向でこの第9条第5項並びに第7項については、最終案に反映をさせたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。続きまして、全体的な字句修正、これは法制執務上の字句修正

の範囲でございますが、この部分について、引き続き、事務局から説明をいただきますので、資料6をご覧くださいながらよろしくお願いをいたします。

事務局：〔資料6〕について説明

委員：ありがとうございました。法制執務の観点からの字句修正のご説明をいただきました。それによって内容の変更まで伴うものではございません。少し主だった部分だけの説明でございましたので、他のところも含めて確認的に委員の方からご意見、ご発言等ありましたらよろしくお願いをいたします。いかがでしょうか。

委員：先ほど議論した第9条は、結果として「県内外において道路交通法」という記述になるということですか。

事務局：第9条のところにつきましては、県内外において違反行為をした県民という表現になります。それで、ここで特定ができますので、第2条第5項については定義から削除するという形を取らせていただいております。

委員：先ほどの議論を反映すると、第9条1項は県内外。そして、第2条第5項は削除ということが反映されるということですか。

委員：字句の修正で出されているんですが、起案する段階でそういった検討というのは、もう少し綿密にしておくべきじゃないかと思います。委員から出された指摘というのは、当然この委員会の中で何らかの議論をされるわけですが、こういった字句の修正というのは、逆に私どもは専門家じゃないですから、あまりくちばしを差し挟めないという部分もありますが、起案する段階でそういった字句の検討を更に緊密にしてやっていくべきじゃないかと思いますけども、その点どうでしょうか。

事務局：おっしゃるとおり、事務方としまして、事前に字句につきましては、今後、先に十分検討のうえお示しするというのをさせていただきたいと思います。今回の件については、大変申し訳ございません。

委員：その点については、やはりより精度の高いものを素案、中間案の段階で出すべきであったと正副座長としても感じておるところがございます。しかし、議提条例ということである部分、さらには様々、執行部からの意見もある中で、更に精度を上げていくということで、このタイミングでの字句修正になったということを委員の皆様にご理解を賜りたいと思いますのと、更には、議会として今後、議定条例というのは、引き続きつくられていくものであると思います。そういった中で、先ほどの意見は反映をしながら取り組んでいくという部分においては、非常に重要なご指摘をいただいたと思いますので、ありがとうございました。

委員：第9条の県内外のところの頭のところの確認ですが、例えば国外でやった県民とか、そういう話とかの中で県内外という書き方とか、日本国内という書き方とかいろいろあると思うんですが、字句という意味では何が適切なのかということはいかがでしょう。

委員：表現の方法として「国内で」としたほうがいいのか、「県内外で」としたほうがいいのかという、その問いですね。

委員：今のここまでの議論ですと、県民というところに焦点を当てているので、書き方を誤ると、補足できれば国外でもというように読めてはまずいのではないかと、例えばです。今の話だと、補足さえできれば、県民であればどこでやってもという議論になっているので、区切ったほうがいいのではないかと思っただけです。

事務局：道路交通法は日本国内で適用されるものでありますので、国外では適用されないと判断しております。それで、県内外という表記につきましては、他の県条例にこういう表現がありますので、そこから引用をさせていただいております。

委員：ありがとうございました。分かりました。ここで言う飲酒運転は、あくまでも道路交通法という日本の法律にあたるので、国外のアメリカとかで飲酒運転した場合は当たらないと、別の問題であるという認識ですね。

委員：あくまでも、特に第9条のこの定義においては上位法がありますので、その国内法の範囲という考えで、表記上は一般的には県内外という書き方をしているという整理でいいと思います。ほか、よろしいですか。そうしましたら、法制執務上の観点からの字句修正でございました。先ほどいただきました意見も大事にとらえながら、この部分の整理をさせていただきたいと思います。そうしましたら、本日パブリックコメント、さらには事務局からの申出、また、執行部からの最終申出、そして、字句修正ということでの皆様のご確認をいただきました。この議論をもちまして、最終案を確定をさせたいと思います。中間案に本日の検討で決まった事項を反映させたものを最終案として確定をしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。そうしましたら、第2条、第9条、第12条関係について反映をさせ、最終案をこれから作成をさせていただきたいと思います。それでは、その反映をしたものを最終案といたします。ここで最終案を作成をし、委員の皆様にお示しをさせていただくために、少し休憩をいただきたいと思います。放送をもちまして再開とさせていただきますので、最終案作成のため、いったん休憩をいたします。

(休憩)

委員: それでは、検討会を再開をいたします。お手元へ配付をさせていただきましたのが、三重県飲酒運転^{てい}0をめざす条例（最終案）でございます。一々読み込みをさせていただきませんので、お目通しをいただきたいと思います。よろしいですか。中間案から先ほどご意見をいただきましたところ、反映をさせていただき、修正のうえ、最終案とさせていただきます。よろしいですね。それでは、本日の検討項目は、以上でございます。今後の流れについて確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。今後のこの条例案についての流れですが、10日月曜日の全員協議会にて最終案を説明し、その結果を踏まえ条例案の確定のため、全員協議会終了後に検討会を開催をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。それでは、10日の全員協議会の後、検討会を開催をいたします。なお、全員協議会の際には、委員の皆様は説明者側にお座りをいただきますので、よろしくお願いをいたします。そうしましたら、本日の議題は、以上です。他に委員の皆様から意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。ありがとうございました。これで、本日の検討会は終了とさせていただきます。

（終了）